

首都圏中央連絡自動車道

戸田高架橋耐震補強工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 関東支社

市原管理事務所

目 次

頁

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	1
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 関連施設その他との関係	2
7. 工期に関する事項	5
8. 作業日及び作業期間に関する事項	6
9. 関連工事に関する事項	8
10. 初期点検の実施	9
11. 工程表及び履行報告に関する事項	9
12. 工事用道路に関する事項	10
13. 工事用材料に関する事項	10
14. 支給材料及び貸与品に関する事項	11
15. 残存物件の処理に関する事項	11
16. 保安に関する事項	12
17. 環境保全に関する事項	17
18. 工事記録に関する事項	18
19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	18
20. 現場環境改善に関する事項	19
21. 業務用プレート等に関する事項	20
22. 三者協議会に関する事項	20
23. 工事変更等検討会の設置	20
24. 間接工事費の変更	21
25. カーボンニュートラル推進工事	22
26. 快適トイレ	23
27. 熱中症予防に係る対策費用	24
28. 工事細部に関する事項	25
29. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	59
30. 補足事項	60

添付資料

様式－1	工程表
様式－2	工事履行報告
様式－3	残存物件調書
様式－4	再生資材供給可能量の照会について
様式－5	再生資材使用計画書
様式－6	工事記録情報 完了届
様式－7	不動産貸付申請書
様式－8	間接工事費計画書の提出について
様式－9、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－10	間接工事費増加費用見積書
様式－11	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－12、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－13	材料調達実績報告書の提出について

- 別添－ 1 首都圏中央連絡自動車道 戸田高架橋耐震補強工事 三者協議会協定書(案)
- 別添－ 2 危険物チェックシート
- 別添－ 3 施工計画書・現場チェックリスト
- 別添－ 4 実績価格調査票
- 別添－ 5 カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時に実施することとした取り組み）
- 別添－ 6 カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）
- 別添－ 7 施工確認願（車両後退時の通信方法）

1. 工事概要

1-1 工事箇所

首都圏中央連絡自動車道

(自) 千葉県山武市松尾町谷津 (松尾横芝IC KP216.6)

緯度 35° 39' 50" 経度 140° 26' 10"

(至) 千葉県東金市小野 (東金IC KP232.4)

緯度 35° 34' 20" 経度 140° 19' 10"

千葉東金道路

(自) 千葉県東金市山田 (山田IC KP13.3)

緯度 35° 34' 10" 経度 140° 17' 20"

(至) 千葉県東金市山田 (東金JCT KP15.5)

緯度 35° 34' 30" 経度 140° 18' 40"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。
<https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41017.html>

1-2 施工内容

橋脚補強	96 基
落橋防止構造	18 箇所
横変位拘束構造	7 箇所
縁端拡幅工	20 箇所

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。)第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-59	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告(説明書)、見積方依頼書、先発工事

の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」（４）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

対象範囲

京葉道路 穴川IC～終点（K P 3 5. 7）

館山自動車道 起点（K P 3 5. 7）～木更津北IC（K P 6 0. 6）

千葉東金道路 千葉東IC～東金IC

首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝IC～茂原長南IC

上記ICを通過する市町村（千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、東金市、山武市、八街市、大網白里市、茂原市、長生郡長柄町、長生郡長南町）

5. 工事用地等に関する事項

5-1 特別に定める日

契約書第 1 6 条第 1 項の「特別に定める日」は下表のとおりであり、受注者は工事に着手してはならない。

測 点	場 所	面 積	期 間
首都圏中央連絡自動車道 224. 25KP付近	本郷矢部高架橋 P4～P5付近	足場工施工 範囲	令和 9 年 1 1 月末まで (架空線移設完了まで)
千葉東金道路 15. 3KP付近	東金IC Aランプ橋 P1～P10付近	掘削範囲	令和 9 年 1 1 月末まで (埋設管移設完了まで)
千葉東金道路 15. 3KP付近	東金IC Bランプ橋 P1～P8付近	掘削範囲	令和 9 年 1 1 月末まで (埋設管移設完了まで)

5-2 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	小西高架橋仮置場
使 用 用 途	掘削土砂の仮置き、発生材の保管場所
敷 地	約550m2
期 間	工事期間中

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路・鉄道関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
市道睦岡376号線	山武市	221. 43KP付近	戸田高架橋 P11～A2 交差
市道日向269号線	山武市	224. 14KP～224. 24KP付近	本郷矢部高架橋 P1～P4 並行
市道日向353号線	山武市	224. 27KP付近	本郷矢部高架橋 P4～P5 交差

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
主要地方道 成東・酒々井線	山武土木事務所	224. 25KP付近	本郷矢部高架橋 P4～P5 交差
総武本線(JR)	東日本旅客鉄道株式会社	224. 26KP付近	本郷矢部高架橋 P4～P5 交差
法定外道路	山武市	224. 35KP付近	本郷矢部高架橋 P7～P8 交差
市道日向370号線	山武市	224. 39KP～224. 57KP付近	本郷矢部高架橋 P9～P18 並行
市道日向360号線	山武市	224. 57KP付近	本郷矢部高架橋 P16～P17 交差
市道日向387号線	山武市	224. 63KP付近	本郷矢部高架橋 P18～P19 交差
市道日向392号線	山武市	224. 57KP～224. 71KP付近	本郷矢部高架橋 P19～P22 並行
農道	山武市	225. 83KP付近	森高架橋 P1～P2 交差
市道日向406号線	山武市	225. 85KP付近	森高架橋 P2～P3 交差
県道東金・源線	山武土木事務所	227. 18KP付近	酒蔵高架橋 P2～P3 交差
市道6346号線	東金市	227. 18KP～227. 32KP付近	酒蔵高架橋 P3～P10 並行
市道6346号線	東金市	227. 32KP付近	酒蔵高架橋 P10～P11 交差
農道	東金市	227. 38KP付近	酒蔵高架橋 P13～P14 交差
市道6337号線	東金市	231. 38KP付近	滝高架橋 A1～P1 交差
市道6336号線	東金市	231. 46KP付近	滝高架橋 P2～A2 交差
法定外道路	東金市	231. 72KP付近	丹尾高架橋 P3～P4 交差
国道126号	山武土木事務所	東金JCT A250MP～A300MP 付近	東金IC Aランプ橋 P5～P7 交差
市道5231号線	東金市	東金JCT A260MP～A340MP 付近	東金IC Aランプ橋 P6 並行
市道5028号線	東金市	東金JCT A360MP付近	東金IC Aランプ橋 P10～P11 交差
市道5233号線	東金市	東金JCT A680MP付近	東金IC Aランプ橋 P25～A2 交差
国道126号	山武土木事務所	東金JCT B380MP付近	東金IC Bランプ橋 P8～P9 交差

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
首都圏中央連絡自動車道 千葉東金道路	千葉県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊	交通規制
市道睦岡376号線	千葉県山武警察署	交通規制
市道日向269号線		
市道日向353号線		
主要地方道 成東・酒々井線		
法定外道路		
市道日向370号線		
市道日向360号線		
市道日向387号線		
市道日向392号線		
農道		
市道日向406号線		
県道東金・源線		
市道6346号線		
市道6346号線		
農道	千葉県東金警察署	交通規制
市道6337号線		
市道6336号線		
法定外道路		
国道126号		
市道5231号線		
市道5028号線		
市道5233号線		

(3) 河川・(水路) 関係

河川等名	河川等管理者名	位 置	摘 要
二級河川境川	山武土木事務所	221. 27KP付近	戸田高架橋 P5～P6 交差
二級河川真亀川	山武土木事務所	227. 33KP付近	酒蔵高架橋 P10 ～P11 交差
準用河川小野川	東金市	東金JCT A160MP～ A580MP付近	東金IC Aランプ橋 P6 並行

(4) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
架空線	N T T インフラネット株式 会社	221. 20KP付近	戸田高架橋 P2～P3 交差
埋設管	東京電力パワーグリッド株 式会社	221. 20KP付近	戸田高架橋 P2～P3 交差
埋設管	東京電力パワーグリッド株 式会社	224. 25KP付近	本郷矢部高架橋 P4 ～P5 交差
架空線	N T T インフラネット株式 会社	224. 25KP付近	本郷矢部高架橋 P4 ～P5 交差
架空線	N T T インフラネット株式 会社	224. 57KP付近	本郷矢部高架橋 P16 ～P17 交差

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
架空線	東京電力パワーグリッド株式会社	224.57KP～224.71KP 付近	本郷矢部高架橋 P19 ～P22 並行
架空線	東京電力パワーグリッド株式会社	225.85KP付近	森高架橋 P2～P3 交 差
架空線	N T T インフラネット株式 会社	227.18KP付近	酒蔵高架橋 P2～P3 交差
架空線	N T T インフラネット株式 会社	227.18KP付近	酒蔵高架橋 P3～A2 並行
架空線	東京電力パワーグリッド株式 会社	東金JCT A260MP付近	東金IC Aランプ橋 P6 並行
埋設管	N T T インフラネット株式 会社	東金JCT A660MP付近	東金IC Aランプ橋 P24～P25 交差
埋設管	N T T インフラネット株式 会社	東金JCT B380MP付近	東金IC Bランプ橋 P8～P9 交差
架空線	東京電力パワーグリッド株式 会社	東金JCT B540MP付近	東金IC Bランプ橋 P12～A2 交差

(5) ガス、水道、下水施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
埋設管	株式会社INPEX	224.57KP付近	本郷矢部高架橋 P16～P17 交差
埋設管	山武郡市広域水道企業団	227.18KP付近	酒蔵高架橋 P2～P3 交差
埋設管	株式会社INPEX	227.38KP付近	酒蔵高架橋 P13～ P14 交差
埋設管	山武郡市広域水道企業団	東金JCT A340MP～ A360MP付近	東金IC Aランプ橋 P10～P11 交差
埋設管	東金市	東金JCT A660MP付近	東金IC Aランプ橋 P24～P25 交差
埋設管	山武郡市広域水道企業団	東金JCT A660MP付近	東金IC Aランプ橋 P24～P25 交差
埋設管	山武郡市広域水道企業団	東金JCT B420MP付近	東金IC Bランプ橋 P10 交差
埋設管	山武郡市広域水道企業団	東金JCT B540MP付近	東金IC Bランプ橋 P12～A2 交差

上表（2）の高速道路等の交通規制に必要な協議（道路交通法第80条に基づく協議）については、原則として発注者が行うものとする。

上表（4）、（5）の撤去移設等（仮移設を含む）の取扱いについては、本特記仕様書16-5、16-6によるものとする。ただし、受注者の施工上の理由から別途移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、この場合、事前に移設計画を監督員宛に提出し、確認を得るものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 工期に関する事項

7-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することは要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

7-2 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうへで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
毎年4月下旬～5月上旬の14日間	全工事区間	高速道路上の交通規制を伴う工事
毎年8月上旬～8月中旬の14日間		
毎年12月下旬～1月上旬の14日間		
毎年4月下旬～5月上旬の14日間	東金JCT	国道126号の交通規制を伴う工事
毎年7月中旬～8月中旬の40日間		
毎年12月中旬～1月上旬の14日間		
毎年3月上旬～3月下旬の30日間		
毎年6月1日～10月31日	本郷矢部高架橋 P2, 3橋脚	貯水量減少につながる仮設構造物の工事及び存置
毎年5月上旬～6月下旬のうち2日	東金IC Aランプ橋 P1～P10橋脚	すべての工事（※1）

（※1）東金IC料金所及び電気室の定期測定（法定点検）に伴い、料金所内及び電気室の駐車場において施工・資材の仮置きを行ってはならない。また、期間外においても高速道路の維持管理車両を駐車するスペースを当該箇所にて2台以上確保しなければならない。

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

8-2 夜間作業

単価表の項目において、（N）と表記されているものについては、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

8-3 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

上下別	施工区間	路肩規制 可能時間帯	東金ICレーン閉鎖 可能時間帯
上下	千葉東金道路 山田IC～東金IC	終日可能	終日 ※1
	圏央道 松尾横芝IC～東金IC		—

※1 施工を行わない時間及び幅広車両が通行する場合は、規制を縮小して料金所レーンを通行させること。

8-4 本線通行止め・ランプ閉鎖

下表に示すとおり本線通行止め・ランプ閉鎖を予定している。また、本線通行止め・ランプ閉鎖の時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従うものとする。

上下別	施工区間	時期	回数	本線通行止め・ランプ閉鎖可能時間帯 (施工可能時間帯)	摘 要
上下	松尾横芝IC ～ 茂原長南IC	毎年5月 及び11月	3回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)	・酒蔵高架橋 落橋防止ブラケット設置

上表の通行止め・ランプ閉鎖可能時間帯の（）内の時間は、施工可能時間を示す。

なお、高速道路等の通行止め・ランプ閉鎖に係る協議は原則として発注者が行うものとし、通行止め・ランプ閉鎖に伴う本線、IC、JCTの交通規制は他の工事にて行うものとする。

8-5 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに要する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	時 期	幅員減少規制	歩道 規制	摘要
主要地方道 成東・酒々井線 (本郷矢部高架橋 P4～P5)	施工期間中	—	終日	P4橋脚施工時
市道日向406号線 (森高架橋 P2～P3)	施工期間中	終日	—	P2橋脚施工時
県道東金・源線 (酒蔵高架橋 P2～P3)	施工期間中	終日	—	P3橋脚施工時待避 所のみ規制
国道126号 (東金IC Aランプ橋 P5～P7)	施工期間中	終日	—	P5～P7橋脚施工時
国道126号 (東金IC Bランプ橋 P8～P9)	施工期間中	—	終日	P8～P9橋脚施工時

(2) 通行止め

道路名	時 期	回数	通行止め 可能時間帯	摘 要
市道睦岡376号線 (戸田高架橋 P11～A2)	施工期間中	—	終日	
市道日向269号線 (本郷矢部高架橋 P1～P4)	施工期間中	—	終日	
市道日向353号線 (本郷矢部高架橋 P4～P5)	施工期間中	—	終日	
法定外道路 (本郷矢部高架橋 P7～P8)	施工期間中	—	終日	
市道日向370号線 (本郷矢部高架橋 P9～P18)	施工期間中	—	終日	
市道日向360号線 (本郷矢部高架橋 P16～P17)	施工期間中	—	終日	市道日向387号線の通行 止め期間中は通行可能な 状態とすること
市道日向387号線 (本郷矢部高架橋 P18～P19)	施工期間中	—	終日	市道日向360号線の通行 止め期間中は通行可能な 状態とすること
市道日向392号線 (本郷矢部高架橋 P19～P22)	施工期間中	—	終日	
市道6346号線 (酒蔵高架橋 P3～P10)	施工期間中	—	終日	
市道6336号線 (滝高架橋 P2～A2)	施工期間中	—	終日	
国道126号 (東金IC Aランプ橋 P5～P7)	施工期間中	—	夜間	
市道5231号線 (東金IC Aランプ橋 P6)	施工期間中	—	終日	
市道5233号線 (東金IC Aランプ橋 P25～A2)	施工期間中	—	終日	対象：A2橋台
国道126号 (東金IC Bランプ橋 P8～P9)	施工期間中	—	夜間	高所作業車使用時

9. 関連工事に関する事項

9-1 契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 市原管理事務所	(株)ネクスコ・メン テナンス関東
施設保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 市原管理事務所	(株)ネクスコ東日 本エンジニアリ ング
施設保全管理業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 市原管理事務所	(株)ネクスコ東日 本エンジニアリ ング
道路詳細点検業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 市原管理事務所	(株)ネクスコ東日 本エンジニアリ ング

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
館山自動車道 大鳥居高架橋耐震補強工事	工事区間の重複	令和9年7月～ 令和12年7月	東日本高速道路(株) 市原管理事務所	未定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に市原管理事務所で行う規制調整会議（毎週水曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

10. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書1-17-3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

10-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書1-17-3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、橋梁とする。

11. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-2「工程表の提出」及び1-19-3「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、工事履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあっては、報告不要とする。

(1) 共通仕様書1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目		単価表の項目
戸田高架橋	橋脚RC巻立て工	構造物掘削、コンクリートA1-5、型わくTH、鉄筋T、耐震補強用コンクリート表面処理工
	炭素繊維巻立て工	構造物掘削、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上工
	落橋防止構造	落橋防止構造
	縁端拡幅工	縁端拡幅工B
本郷矢部高架橋	橋脚RC巻立て工	構造物掘削、コンクリートA1-5、型わくTH、鉄筋T、耐震補強用コンクリート表面処理工
	炭素繊維巻立て工	構造物掘削、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上工
	縁端拡幅工	縁端拡幅工B
森高架橋	炭素繊維巻立て工	構造物掘削、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上工
	落橋防止構造	落橋防止構造
	縁端拡幅工	縁端拡幅工B
酒蔵高架橋	橋脚RC巻立て工	構造物掘削、コンクリートA1-5、型わくTH、鉄筋T、耐震補強用コンクリート表面処理工、あと施工鉄筋挿入工
	炭素繊維巻立て工	構造物掘削、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上工
	落橋防止構造	落橋防止構造
	縁端拡幅工	縁端拡幅工B

工程表の項目		単価表の項目
滝高架橋	橋脚ＲＣ巻立て工	構造物掘削、コンクリートＡ１－５、型わくＴＨ、鉄筋Ｔ、耐震補強用コンクリート表面処理工
	落橋防止構造	落橋防止構造
	縁端拡幅工	縁端拡幅工Ｂ
丹尾高架橋	橋脚ＲＣ巻立て工	構造物掘削、コンクリートＡ１－５、型わくＴＨ、鉄筋Ｔ、耐震補強用コンクリート表面処理工、中間貫通鋼材工
	落橋防止構造	落橋防止構造
東金ＩＣ Ａランプ橋	橋脚ＲＣ巻立て工	構造物掘削、コンクリートＡ１－５、型わくＴＨ、鉄筋Ｔ、耐震補強用コンクリート表面処理工
	炭素繊維巻立て工	構造物掘削、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上工
	落橋防止構造	落橋防止構造
	縁端拡幅工	縁端拡幅工Ｂ
	桁端切欠き工	桁端切欠き工
東金ＩＣ Ｂランプ橋	橋脚ＲＣ巻立て工	構造物掘削、コンクリートＡ１－５、型わくＴＨ、鉄筋Ｔ、耐震補強用コンクリート表面処理工
	炭素繊維巻立て工	構造物掘削、炭素繊維巻立て下地処理工、炭素繊維巻立て工、炭素繊維巻立て表面仕上工
	落橋防止構造	落橋防止構造
	縁端拡幅工	縁端拡幅工Ｂ
	桁端切欠き工	桁端切欠き工
雑 工	上記以外の合計	

(2) 共通仕様書 1-19-3 「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 2. 工事用道路に関する事項

1 2-1 既設道路の改良

受注者は、設計図書及び監督員の指示に従い、下表の既設道路の改良を行うものとする。また、撤去が完了後監督員に通知し、復旧状況等の確認を受けるものとする。

これらの改良及び撤去に要する費用は率計上項目に含むものとする。

番号	主 な 改 良 内 容	借 地	復旧方法
①	丹尾高架橋工事用道路の約200m区間の造成	発注者にて実施	撤去

1 3. 工事用材料に関する事項

1 3-1 ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法（以下「WJ」という）に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税抜）
山武成東ＩＣ内プラーザ	12円/m ³

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

1 3-2 材料調達に伴う変更

本工事の「仮設材（鋼材）」については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式－12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式－13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
仮設材（鋼材）	鋼矢板Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型、 山留材、覆工板、H型鋼、 形鋼	千葉市
仮設材（鋼材）	ライナープレート	千葉市

1 4. 支給材料及び貸与品に関する事項

1 4-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	市原管理事務所	工事期間中
矢印板、ラバコン、規制標識	設計図による	1 式		
標識等安全施設		1 式		
防護車両		—		

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

1 5. 残存物件の処理に関する事項

1 5-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式－3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	数量	単位	引渡し方法
ウェブ・下フランジ (桁端切欠き工による発生材)	約138	kg	発注者に引渡し 引渡し場所：施工箇所の橋梁下

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 5-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、残存物件について受注者による売却処分または処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額、処分費については監督員と受注者との別途協議し定めるものとする。

1 6．保安に関する事項

1 6－1 安全管理の強化

1 6－1－1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 6－1－2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 6－1－3 新規入場者教育

新規入場者教育については、全作業従事者に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 6－1－4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 6 - 1 - 5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとし、夜間においては発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着するなど、誘導員の視認性を向上させる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添－7「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

1 6 - 1 - 6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 6 - 1 - 7 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1（1）及び（4）に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1 6 - 1 - 8 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 6 - 1 - 9 工事に使用する機械について

受注者は、公称質量 21 t 以上のブルドーザを使用する場合は、R O P S（転倒時保護構造）を装着したブルドーザを使用するものとする。

1 6 - 1 - 1 0 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に 25 t 吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等（基礎工事用機械の車両系建設機械）を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 6 - 2 桁下空間の確保

橋梁上部工（橋梁補修）の施工箇所における桁下高さ及び交差する道路等及び道路等の建築限界は下表に示すとおりとし、施工に伴う吊足場工及び支保工等の仮設物を設置する場合は、交差道路等の通行に支障のないよう桁下空間を確保するものとする。なお、交差道路の建築限界を確保することができない場合は、道路管理者及び交通管理者との協議を踏まえ迂回道路の計画と適切な安全対策を講じるものとする。

施工箇所	交差道路名	桁下高さ	建築限界
市道睦岡376号線 （戸田高架橋 P11～A2）	市道睦岡376号線	15. 5m	4. 5m
市道日向353号線 （本郷矢部高架橋 P4～P5）	市道日向353号線	12. 6m	4. 5m

施工箇所	交差道路名	桁下高さ	建築限界
主要地方道 成東・酒々井線 (本郷矢部高架橋 P4～P5)	県道76号線	11.3m	4.7m
総武本線(JR) (本郷矢部高架橋 P4～P5)	JR総武本線	12.6m	5.7m
法定外道路 (本郷矢部高架橋 P7～P8)	法定外道路	13.8m	4.5m
市道日向360号線 (本郷矢部高架橋 P16～P17)	市道日向360号線	14.3m	4.7m
市道日向387号線 (本郷矢部高架橋 P18～P19)	市道日向387号線	12.7m	4.7m
農道 (森高架橋 P1～P2)	農道	9.5m	4.5m
市道日向406号線 (森高架橋 P2～P3)	市道日向406号線	13m	4.5m
県道東金・源線 (酒蔵高架橋 P2～P3)	県道119号線	14.6m	4.5m
市道6346号線 (酒蔵高架橋 P10～P11)	市道6346号線	14.5m	4.5m
農道 (酒蔵高架橋 P13～P14)	農道	13m	4.5m
市道6337号線 (滝高架橋 A1～P1)	市道6337号線	3.4m	3.4m
市道6336号線 (滝高架橋 P2～A2)	市道6336号線	6.8m	4.5m
国道126号 (東金IC Aランプ橋 P5～P7)	国道126号	5m	4.7m
市道5028号線 (東金IC Aランプ橋 P10～P11)	市道5028号線	12.6m	4.5m
市道5233号線 (東金IC Aランプ橋 P25～A2)	市道5233号線	4.8m	4.5m
国道126号 (東金IC Bランプ橋 P8～P9)	国道126号	12.6m	4.8m

1 6 - 3 交通規制等

1 6 - 3 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 6 - 4 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1 - 6 1 「交通安全管理」（5）における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

1 6 - 5 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 6 - 5 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防

止マニュアル「関東支社版」(令和5年8月)」(以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 5 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 6 - 5 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
メタル通信ケーブル	東日本高速道路(株)	森高架橋	埋設による近接施工	管理用図面	
メタル通信ケーブル	東日本高速道路(株)	酒蔵高架橋	埋設による近接施工	管理用図面	
メタル通信ケーブル	東日本高速道路(株)	滝高架橋	埋設による近接施工	管理用図面	
メタル通信ケーブル	東日本高速道路(株)	丹尾高架橋	埋設による近接施工	管理用図面	
光・メタル通信ケーブル	東日本高速道路(株)	東金 I C Aランプ橋	他工事により、令和9年1月1月末までに移設	管理用図面	
光・メタル通信ケーブル	東日本高速道路(株)	東金 I C Bランプ橋	他工事により、令和9年1月1月末までに移設	管理用図面	

- (3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- (4) 試掘結果を踏まえて移設が必要と判断されるケーブルに関する仮設管路の設置撤去費用について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 6 - 6 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 6 - 6 - 1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1. 2] (平成28年10月・東日本高速道路(株)関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニ

アル」は契約後に貸与する。

1 6 - 6 - 2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」（以下「損傷事故防止監理者」という。）を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を含む）と兼ねることができるものとする。

1 6 - 6 - 3 架空線等上空施設の確認等について

- (1) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、下表のとおりである。

施設の 種類	管理者	箇所	条件等	貸与する 資料	摘 要
架空線	N T T インフラ ネット株式会社	戸田高架橋 P2～P3	現地着手後、必要に 応じて防護協議実施	管理用図面	
架空線	N T T インフラ ネット株式会社	本郷矢部高架橋 P4～P5	管理者により令和 9 年 1 1 月までに移設	管理用図面	
架空線	N T T インフラ ネット株式会社	本郷矢部高架橋 P16～P17	現地着手後、必要に 応じて防護協議実施	管理用図面	
架空線	東京電力パワーグ リッド株式会社	本郷矢部高架橋 P19～P22	現地着手後、必要に 応じて防護協議実施	管理用図面	
架空線	東京電力パワーグ リッド株式会社	森高架橋 P2～P3	現地着手後、必要に 応じて防護協議実施	管理用図面	
架空線	N T T インフラ ネット株式会社	酒蔵高架橋 P2～P3	現地着手後、必要に 応じて防護協議実施	管理用図面	
架空線	N T T インフラ ネット株式会社	酒蔵高架橋 P3～A2	現地着手後、必要に 応じて防護協議実施	管理用図面	
架空線	東京電力パワーグ リッド株式会社	東金IC Aランプ橋 P6	現地着手後、必要に 応じて防護協議実施	管理用図面	
架空線	東京電力パワーグ リッド株式会社	東金IC Bランプ橋 P12～A2	現地着手後、必要に 応じて防護協議実施	管理用図面	

1 6 - 6 - 4 地下埋設物の確認等について

- (1) 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事に近接する地下埋設物は、下表のとおりである。

施設の 種類	管理者	箇所	条件等	貸与する 資料	摘 要
埋設管	東京電力パワーグ リッド株式会社	戸田高架橋 P2～P3	協議不要	管理用図面	
埋設管	東京電力パワーグ リッド株式会社	本郷矢部高架橋 P4～P5	試掘結果を踏まえて移 設を行う場合がある。	管理用図面	

施設の 種類	管理者	箇所	条件等	貸与する 資料	摘要
埋設管	株式会社INPEX	本郷矢部高架橋 P16～P17	協議不要	管理用図面	
埋設管	山武郡市広域水道 企業団	酒蔵高架橋 P2～P3	協議不要	管理用図面	
埋設管	株式会社INPEX	酒蔵高架橋 P13～P14	協議不要	管理用図面	
埋設管	山武郡市広域水道 企業団	東金IC Aランプ橋 P10～P11	協議不要	管理用図面	
埋設管	N T Tインフラネ ット株式会社	東金IC Aランプ橋 P24～P25	協議不要	管理用図面	
埋設管	東金市	東金IC Aランプ橋 P24～P25	協議不要	管理用図面	
埋設管	山武郡市広域水道 企業団	東金IC Aランプ橋 P24～P25	協議不要	管理用図面	
埋設管	N T Tインフラネ ット株式会社	東金IC Bランプ橋 P8～P9	協議不要	管理用図面	
埋設管	山武郡市広域水道 企業団	東金IC Bランプ橋 P10	協議不要	管理用図面	
埋設管	山武郡市広域水道 企業団	東金IC Bランプ橋 P12～A2	協議不要	管理用図面	

(3) 試掘については、原則として次のとおり行うものとする。

- ①試掘位置及び試掘方法は、埋設物管理者及び監督員の指示により決定する。
- ②試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督員の立会のもと実施する。
- ③試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は、埋設物管理者及び監督員に連絡し、その指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。

(4) 前項(3)の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

16-7 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、以下に該当するものについてはその限りではないものとする。

- ・本特記仕様書16-5「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、16-6「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策」の試掘に要する費用は、率計上項目で支払いを行うものとする。
- ・本特記仕様書16-1-5「工事用車両後退時の安全対策」のうち携帯無線機等の通信機器に要する費用は、別途受発注者間で協議して定めるものとする。
- ・本特記仕様書16-1-1「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」による重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

17. 環境保全に関する事項

17-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 7 - 2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

1 7 - 3 汚濁水処理

W J 工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 7 - 4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

1 7 - 5 環境保全に関する費用

環境保全に関する本特記仕様書 1 7 - 3 「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 8 . 工事記録に関する事項

1 8 - 1 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書 1 - 5 1 - 2 「工事記録情報」において、受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、様式 - 6 「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

1 9 . 再生資源及び建設副産物に関する事項

1 9 - 1 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書 1 - 2 8 「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊（有筋）	コンクリート構造物取壊し （取壊し箇所）	約2m ³	再資源化施設
コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し コンクリート削孔箇所 ライナープレート背面裏込モルタル取壊し （取壊し箇所、削孔箇所） コンクリートブロック取壊し	約8m ³	再資源化施設
アスファルトコンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し アスファルト縁石取壊し （取壊し箇所）	約82m ³	再資源化施設
建設発生木材 （伐採木・除根材など）	伐開除根箇所	約50本	再資源化施設
建設汚泥	コンクリートはつり工 （W J 処理箇所）	未定	再資源化施設
研削材・ケレンかす、 廃塗膜	塗膜除去工	未定	最終処分場

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート 塊 (有筋)	(株)越川商店	千葉県山武郡横芝 光町宮川字奥馬 6710-5	定休日：日曜日・祝日 受入時期：8:00～17:00 最大寸法：50×50×50 c m以下 時間外受入：不可
コンクリート 塊 (無筋)	(株)越川商店	千葉県山武郡横芝 光町宮川字奥馬 6710-5	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8:00～17:00 受入寸法：50×50×50 c m以下 時間外受入：不可
アスファルト コンクリート 塊	(株)越川商店	千葉県山武郡横芝 光町宮川字奥馬 6710-5	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8:00～17:00 受入寸法：50×50×50 c m以下 時間外受入：不可
建設発生木材	(株)マルトシ 東金リサイク ルセンター	千葉県東金市山田 1315-1	定休日：日曜日・祝日・土曜日 受入時間：8:00～17:00 受入寸法：長さ2m以上 時間外受入：不可
建設汚泥	-	未定	再資源化施設
研削材、ケレ ンかす、 廃塗膜	-	未定	最終処分場

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設汚泥、建設混合廃棄物、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書25に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設備関係)	・ 昇降設備の充実
現場環境改善 (営繕関係)	・ 現場休憩所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 (安全関係)	・ 工事標識、照明等安全施設の充実
地域連携	・ 社会貢献及び地域対策費等（地域行事等の経費含む）

2.1. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道 路 名	区 間	備 考
首都圏中央連絡自動車道	松尾横芝IC ～ 東金IC間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車
千葉東金道路	中野IC～東金IC	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車

2.2. 三者協議会に関する事項

2.2-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

（1）戸田高架橋他7橋の耐震補強設計

2.2-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添1に示す「首都圏中央連絡自動車道 戸田高架橋耐震補強工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

2.2-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力するとともに三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2.2-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2.3. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 4．間接工事費の変更

2 4－1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 4－2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 4－3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式－8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式－8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

2 4－4 間接工事費の増加費用の協議

- （1）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式－9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- （2）受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （3）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式－10）を監督員に提出し協議するものとする。
- （4）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式－11）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

2 4－5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

2 4－6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のと

おりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－８）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－８）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

2 5．カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

2 5－1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取り扱い

- （１）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （２）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（別添－５）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- （３）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

2 5－2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添－６）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

2 5－3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （１）本工事で行う取り組み
- （２）次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （４）本工事において実施が確認できる取り組み
- （５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

25-4 加點評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「25-1」及び「25-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「25-3」に示す加點評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「25-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

25-5 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を共通仕様書様式第 19,20 号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

25-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

26. 快適トイレ

26-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

26-2 仕様

快適トイレは下表の(1)～(11)の仕様を満たすものを原則とする。なお、(12)～(17)については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、(18)～(25)は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式（洋風）便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

可能な限り 配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮すること
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないう徹底する

2 6 - 3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 6 - 4 費用の取扱い

- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議のうえ、支出実態から従来品相当額（10,000 円/基・月）を控除したうえで、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

2 7．熱中症予防に係る対策費用

2 7 - 1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 7 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 7 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

27-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

28. 工事細部に関する事項

28-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。

(16) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

(17) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

28-2 施工時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、施工時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

施工時間	単価表の項目末尾の表記	備考
夜間作業	(N)	
昼間作業	無表記	

28-3 構造物掘削

28-3-1 種別

(1) 共通仕様書2-8-1「定義」(1)及び2-8-11「支払」に規定する構造物掘削の種別及び作業内容は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分
普通部A	1) 戸田高架橋・本郷矢部高架橋P5～P22橋脚・森高架橋P1～P7橋脚・酒蔵高架橋P4～P15橋脚・丹尾高架橋の基礎地盤の掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ 2) 埋戻し 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土）
普通部B	1) 本郷矢部高架橋P1，P4橋脚の基礎地盤の掘削、積込み、本郷矢部高架橋高架下(P9～P16橋脚)への運搬、敷均し 2) 本郷矢部高架橋高架下(P9～P16橋脚)からの掘削箇所への掘削、積込み、運搬、埋戻し 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土）
普通部C	1) 酒蔵高架橋P1～P3橋脚の基礎地盤の掘削、積込み、森高架橋高架下(P8橋脚)への運搬、敷均し、締固め 2) 森高架橋高架下(P8橋脚)からの掘削箇所への掘削、積込み、運搬、埋戻し 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B（砂質土）

単価表の項目	区分
普通部D	1) 東金 I C Aランプ橋P 1～P 4 橋脚, P 8～P 1 9 橋脚、P 2 3・P 2 4 橋脚、東金 I C Bランプ橋P 1～P 6, P 8 R, P 1 0, P 1 1 橋脚の基礎地盤の掘削、積込み、小西高架橋高架下への運搬、敷均し 2) 小西高架橋高架下からの掘削箇所への掘削、積込み、運搬、埋戻し 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B (砂質土)
普通部E	1) 東金 I C Aランプ橋P 2 0～P 2 2 橋脚の基礎地盤の掘削、積込み、東金 I C Aランプ橋P 7 橋脚への運搬、敷均し、締固め 2) 東金 I C Aランプ橋P 7 橋脚からの掘削箇所への掘削、積込み、運搬、埋戻し 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B (砂質土)
普通部F (N)	1) 東金 I C Bランプ橋P 8 L, P 9 橋脚の基礎地盤の掘削、積込み、小西高架橋高架下への運搬、敷均し 2) 小西高架橋高架下からの掘削箇所への掘削、積込み、運搬、埋戻し 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B (砂質土)
普通部G	1) 滝高架橋の基礎地盤の掘削、クレーンによる掘削箇所近傍の平坦部及びⅡ期線用地への運搬、仮置き 2) 仮置き土の掘削箇所へのクレーンによる運搬、埋戻し、埋戻し掘削箇所近傍への掘削残土の敷均し 3) 含水量の調整 土質区分：土砂B (砂質土)
特殊部A	1) 本郷矢部高架橋P 2 橋脚での鋼矢板による土留め(バイプロハンマ及び杭上自走型油圧式杭圧入引抜機使用)、掘削 2) 本郷矢部高架橋高架下(P 9～P 1 6)への積込み、運搬、敷均し 3) 本郷矢部高架橋高架下(P 9～P 1 6)から埋戻し部への掘削、積込み、運搬、埋戻し 4) バイプロハンマ及び杭上自走型油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の引抜き、鋼矢板の処分 5) 含水量の調整 土質区分：土砂B (砂質土)
特殊部B	1) 本郷矢部高架橋P 3 橋脚での鋼矢板による土留め(ウォータージェット併用バイプロハンマ及び杭上自走型硬質地盤専用圧入杭打機使用)、掘削 2) 本郷矢部高架橋高架下(P 9～P 1 6)への積込み、運搬、敷均し 3) 本郷矢部高架橋高架下(P 9～P 1 6)から埋戻し部への掘削、積込み、運搬、埋戻し 4) バイプロハンマ及び杭上自走型油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の引抜き、鋼矢板の処分 5) 含水量の調整 土質区分：土砂B (砂質土)
特殊部C	1) 森高架橋P 8 橋脚でのライナープレートによる土留め、掘削、掘削箇所近傍へのはねつけ 2) 埋戻し、埋戻し掘削箇所近傍への掘削残土の敷均し 3) ライナープレートの撤去、処分 4) 含水量の調整 土質区分：土砂B (砂質土)

単価表の項目	区分
特殊部D	1) 東金 I C A ランプ橋 P 5 橋脚での鋼矢板による土留め（低空頭型油圧式杭圧入引抜機使用）、掘削 2) 小西高架橋高架下への積込み、運搬、敷均し 3) 小西高架橋高架下から埋戻し部への掘削、積込み、運搬、埋戻し 4) 低空頭型油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の引抜き、鋼矢板の処分 5) 切梁・腹起しの撤去 6) 含水量の調整 土質区分：土砂 B（砂質土）
特殊部E	1) 東金 I C A ランプ橋 P 6 橋脚でのライナープレートによる土留め、掘削 2) 小西高架橋高架下への積込み、運搬、敷均し 3) 小西高架橋高架下から埋戻し部への掘削、積込み、運搬、埋戻し 4) ライナープレートの撤去、処分 5) 含水量の調整 土質区分：土砂 B（砂質土）
特殊部F	1) 東金 I C A ランプ橋 P 7 橋脚での鋼矢板による土留め（油圧式杭圧入引抜機使用）、掘削 2) 小西高架橋高架下への積込み、運搬、敷均し 3) 小西高架橋高架下から埋戻し部への掘削、積込み、運搬、埋戻し 4) 油圧式杭圧入引抜機による鋼矢板の引抜き、鋼矢板の処分 5) 切梁・腹起しの撤去 6) 含水量の調整 土質区分：土砂 B（砂質土）

（２）構造物掘削における締切の内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	掘削箇所	作業内容	摘要
特殊部A	本郷矢部高架橋 P2施工箇所	設計図書に示す鋼矢板による土留 鋼矢板（新材）	
特殊部B	本郷矢部高架橋 P3施工箇所	設計図書に示す鋼矢板による土留 鋼矢板（新材）	
特殊部C	森高架橋 P8施工箇所	設計図書に示す矩形ライナープレートによる土留 切梁・縦梁（リース材）、ライナープレート（新材）	
特殊部D	東金IC Aランプ橋 P5施工箇所	設計図書に示す鋼矢板による土留 切梁・腹起し・火打ち（リース材）、鋼矢板（新材）	
特殊部E	東金IC Aランプ橋 P6施工箇所	設計図書に示す円形ライナープレートによる土留 ライナープレート（新材）	
特殊部F	東金IC Aランプ橋 P7施工箇所	設計図書に示す鋼矢板による土留 切梁・腹起し・火打ち（リース材）、鋼矢板（新材）	

28-3-2 施工

- （１）構造物掘削前に現地地盤高さの確認・測量を行い、監督員に報告するものとする。なお、監督員が必要と認めて工法変更を指示した場合、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- （２）掘削中に予期しない不良土または転石（50cm以上）等に遭遇した場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとする。これに要する費用については監督

員と受注者との協議し定めるものとする。

- (3) 構造物掘削にあたり、水替えの必要が出た場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとする。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (4) 構造物掘削 特殊部において、仮設鋼部材の転用が不可能となった場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (5) W J 工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。

28-3-3 支払

共通仕様書 2-8-11 「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2-(6)	構造物掘削	
	普通部A	m3
	普通部B	m3
	普通部C	m3
	普通部D	m3
	普通部E	m3
	普通部F (N)	m3
	普通部G	m3
	特殊部A	m3
	特殊部B	m3
	特殊部C	m3
	特殊部D	m3
	特殊部E	m3
	特殊部F	m3

28-4 構造物用コンクリート

28-4-1 支払

共通仕様書 8-2-17 「支払」に以下を追加する。

コンクリート A 1-5 の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1m3 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートの計量、練り混ぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生、巻立コンクリート天端防水シーリング等コンクリート A 1-5 の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

28-5 鉄筋工

28-5-1 鉄筋の種別

共通仕様書 8-4-2 「鉄筋の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類
T 1	耐震補強の巻立て鉄筋コンクリート構造物 (基部定着)	主鉄筋ーガス圧接継手 帯鉄筋ーフレア溶接継手

28-5-2 材料

共通仕様書8-4-4「材料」に以下を追加する。

- (3) フーチングへの主鉄筋の定着は、エポキシ樹脂系の接着剤とし、使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 6-2-1(2)によるものとする。
- (4) 組立用アンカーに使用する材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7-1-4によるものとし、施工中に脱落しないように十分な付着を確保出来る材料を使用しなければならない。

28-5-3 施工

共通仕様書8-4-5「施工」に以下を追加する。

- (4) 主鉄筋のフーチング定着部の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 6-2によるものとする。
- (5) 組立用アンカーの施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7-1-4によるものとする。
- (6) 鉄筋フレア溶接継手の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ 7-2によるものとする。
- (7) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書19「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。
- (8) アンカー工の削孔は、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。

28-5-4 支払

共通仕様書8-4-7「支払」に以下を追加する。

鉄筋 T1の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う組立て筋を含む鉄筋の加工、組立て、据付け、鉄筋探査、不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、組立用アンカーに要する材料、コンクリートの取壊し発生材運搬、コンクリートの処分等、鉄筋 T1の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
8-(3)	鉄筋 T1	t

28-6 落橋防止工

28-6-1 縁端拡幅工

28-6-1-1 種別

共通仕様書17-5-3「縁端拡幅工」(2)に下記を追加する。

単価表の項目	区分
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	縁端拡幅工Bの鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、アンカー鉄筋の挿入、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。 アンカー鉄筋の材料は縁端拡幅工Bを含む ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向 o r 上方向 o r 下方向)

28-6-1-2 施工

アンカー工の施工は、共通仕様書17-5-3「縁端拡幅工」(7)、(8)、(9)の規定による他、以下のとおり施工を行うものとする。

- (1) 鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探

査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障となることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。

- (2) アンカー削孔に伴うコンクリート殻については、本特記仕様書 19「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

28-6-1-3 支払

共通仕様書 17-5-8「支払」に下記を追加する。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、樹脂接着、コンクリート塊の運搬・処分等アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(9)	縁端拡幅工 B	
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	本

28-6-2 落橋防止構造

28-6-2-1 種別

共通仕様書 17-5-2「落橋防止工の種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分
P1-a (b)	PC鋼材を用いてコンクリート中空床版桁と下部工を連結するもの a : 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (kN) b : 設計遊間量 (mm)
P2-a (b)	PC鋼材を用いて PC 桁と下部工を連結するもの a : 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (kN) b : 設計遊間量 (mm)
P3-a (b)	PC鋼材を用いて鋼桁と下部工を連結するもの a : 落橋防止構造 1 本当たりの設計地震力 (kN) b : 設計遊間量 (mm)
鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防せい、輸送
コンクリートはつり工	桁接着ブラケット取付部を人力打撃工法により除去を行うもの
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。(アンカー鉄筋の材料は含まない。) ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向 or 上方向 or 下方向)

28-6-2-2 作業内容

共通仕様書 17-5-2「落橋防止工の種別」に下記を追加する。

共通仕様書 17-5-2「落橋防止工の種別」の単価表の項目に含める作業内容は下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
P 1 - a (b)	1) 上部工付ブラケット・落橋防止構造の製作、防せい、輸送 2) 下部工ブラケット背面コンクリートのチッピング 3) 上部工付ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工及び無収縮モルタルの打設 4) 上下部工付ブラケット・落橋防止構造の設置	コンクリート橋
P 2 - a (b)	1) 落橋防止構造の製作、防せい、輸送、設置 2) 上部工ブラケットの製作、防せい、輸送、設置 3) 上下部工ブラケット背面のチッピング 4) 上部工ブラケット取付部の樹脂注入及びシール材の施工 5) 上下部工付ブラケット・落橋防止構造の設置	コンクリート橋 (上部工アンカーレス)
P 3 - a (b)	1) 上部工付ブラケット・落橋防止構造の製作、防せい、輸送 2) 上部工付ブラケット取付に伴う既設桁部材へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 3) 上部工付ブラケットの高力ボルト本締作業及びピンテール仕上げ 4) 下部工ブラケット背面のチッピング 5) 現場塗装 ・高力ボルト接合部（熱影響部以外） ・既存塗膜との境界部の処理（4種ケレン） ・一般部（外面）及び一般部（内面）の塗装系 塗替え塗装（1種ケレン） 6) 上下部工付ブラケット・落橋防止構造の設置	鋼橋
鋼製ブラケット	1) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの製作・防せい・輸送 2) 鋼製ブラケットの製作・防せい・輸送	
コンクリートはつり工	桁接着ブラケット取付部について、人力打撃工法を用いたはつり処理により除去	
アンカー工 φ a・L (b)	1) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分	

28-6-2-3 素地調整及び塗替塗装

共通仕様書 17-4-2 「材料」に下記を追加する。

(1) 上塗塗装の塗色は下表のとおりとする。

橋梁名	塗装箇所	上塗塗装の塗色
丹尾高架橋	鋼鈑桁	T 4 9-6 0 P (緑・ヒューロン)
東金 I C Aランプ橋 (P 2 3～A 2)	鋼箱桁	U 4 9-6 0 P (緑・ヒューロン)
東金 I C Bランプ橋 (P 7～A 2)	鋼鈑桁	6 9-5 0 T (青・ジョットブルー) 完成時の色番号は R 3 6-7 4 6

また共通仕様書 17-4-2 (2) に規定する上塗塗装の塗色は、(社) 日本塗料工業会塗料用標準色見本帳 (2024年P版) による。

28-6-2-4 特許使用料

上部工ブラケットとコンクリートはつり工は特許工法である。当該工法の特許番号は特許第5734943号とし、実施料としてST式桁接着工法「U-ウェッジフレーム工法」は0円とする。

また、実施契約の締結についても不要となる。

28-6-2-5 材料、製作及び輸送

落橋防止構造は、材料調達に先立ち製品の性能及び規格、検査項目等を示す技術資料を監督員に提出するものとする。

落橋防止構造に使用する鋼材の材料及び品質は、日本道路協会「道路示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）H29.11」20.6.1、20.7及び20.8の関係各項の規定に従うものとする。

上下部工取付ブラケットの製作、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」に準拠する。

桁接着ブラケットのプライマーは、既設コンクリートのマイクロクラック抑制対策として浸透性プライマーを使用するものとし、下記の規定を満足するものとする。

項目	仕様	試験方法
圧縮強度	50N/mm ²	JIS K7181
付着強度	1.6N/mm ²	JIS A6909

28-6-2-6 施工

共通仕様書17-4-3「施工」及び共通仕様書17-5-4「落橋防止構造」の規定による他、以下を追加する。

(1) 塗装されている塗料

既存塗膜及び素地調整方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		素地調整
	塗装系	履歴	
丹尾高架橋 A1～A2（一般部）	A系	建設時	塗膜剥離剤による除去後、乾式ブラストによる素地調整
東金IC Aランプ橋 P23～A2（一般部）	A系	建設時	
東金IC Aランプ橋 P23～A2（箱桁内面）	D系	建設時	
東金IC Bランプ橋 P7～P11（一般部）	A系	建設時	
東金IC Bランプ橋 P11～A2（一般部）	A系	建設時	
東金IC Bランプ橋 P11～A2（箱桁内面）	D系	建設時	

(2) 素地調整

素地調整程度種別は下表のとおりとする。

橋梁名	素地調整程度の種別	摘要
丹尾高架橋 A1～A2（一般部）	1種、4種	鋼鈑桁
東金IC Aランプ橋 P23～A2（一般部）	1種、4種	鋼箱桁
東金IC Aランプ橋 P23～A2（箱桁内面）	1種、4種	鋼箱桁
東金IC Bランプ橋 P7～P11（一般部）	1種、4種	鋼鈑桁
東金IC Bランプ橋 P11～A2（一般部）	1種、4種	鋼箱桁
東金IC Bランプ橋 P11～A2（箱桁内面）	1種、4種	鋼箱桁

(3) 塗装

落橋防止構造の塗装は、「構造物施工管理要領」Ⅱ 3-3「塗料」及びⅢ 2-1「塗替え塗装」の関連項目の規定に従わなければならない。

なお、使用する塗装系及び上塗の塗色は、以下のとおりとする他、塗分け区分については設計図書に示すものとする。

塗装対象	塗装系記号及び名称	上塗の塗色	備考
上部工付ブラケット	工場塗装：J 現場塗装：F 3、F 1 1、 F 8、F 1 2、境界部塗装	T 4 9－6 0 P U 4 9－6 0 P R 3 6－7 4 6	(社) 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳 (2024年P版)

(4) 研削材及びケレンかすの処分

素地調整により発生する研削材及びケレンかすの処分については本特記仕様書 19-1 「建設副産物の活用等」によるものとし、処分費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(5) 落橋防止構造の溶融亜鉛めっき

落橋防止構造等の溶融亜鉛めっきは、共通仕様書 11-9-4 「落橋防止構造の塗装及び溶融亜鉛めっき」の各関連項目及び設計図書に示すものとする。

落橋防止構造の上部工付ブラケット、鋼製ブラケットの製作、防せい、輸送、高力ボルト本締工、塗替塗装は、共通仕様書 10-6 「鋼構造物の製作」、共通仕様書 10-7 「鋼構造物の防錆」、共通仕様書 10-8 「鋼構造物の輸送」、共通仕様書 10-9 「鋼構造物の架設」の規定によるものとする。

28-6-2-7 アンカー工の施工

アンカー工の施工は、共通仕様書 17-5-4 「落橋防止構造」(5)、(6)、(7)、(8)の規定による他、以下のとおり施工を行うものとする。

- (1) アンカー工の削孔は、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告することとする。
- (2) アンカー削孔中に既設鉄筋に干渉したことによる再削孔に要する費用は契約単価に含めるものとする。
- (3) アンカー削孔に伴うコンクリート殻は、本特記仕様書 19 「再生資源及び建設副産物に関する事項」に従い処分するものとする。

28-6-2-8 溶接に関する事項

落橋防止構造の製作については、共通仕様書 17-5-4 「落橋防止構造」の規定による他、次によるものとする。

(1) 溶接種別の確認等について

受注者は、落橋防止構造等の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合は、共通仕様書 1-5-2 「設計図書の照査」に準じた確認を監督員に求めるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関し(要請書)」国土交通省(平成27年12月25日付け)を踏まえて実施するものとする。

また、受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合は、製作会社が作成する製作要領等により、製作会社が当該工事の契約図書の内容を正確に認識していることを、確認するものとする。

(2) 溶接検査について

- ① 受注者は、外部の製作会社に落橋防止構造等の製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行う旨を施工計画書に明記するものとする。
- ② 受注者は、溶接検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理試験(社内検査)を行っていない、第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。

- ③ 内部きずの検査について、非破壊試験検査を行う者は、試験の種類に応じた J I S Z 2 3 0 5（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であることとし、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
- ④ 落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は、落橋防止構造等の全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。
- ⑤ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させ、当該要領書に記載されたすべての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出することを求めるものとする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。
- ⑥ 受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査の実施後、その結果について速やかに監督員に報告するものとし、塗装等の実施については監督員の確認を得るものとする。

（３）溶接施工について

- ① 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。なお、当該分野について I S O 9 0 0 1 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は、当該記録を同製作会社に行わせることができるものとする。
- ② 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止構造等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載されたすべての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出するものとする。I S O 9 0 0 1 を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書（平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。
- ③ 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

（４）抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は、発注者による抜き打ち非破壊検査を実施することがある。

なお、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。

（５）溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

（６）落橋防止構造等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合において受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

2 8 - 6 - 2 - 9 内部きず検査

内部きず検査は、公益社団法人 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 平成 2 9 年 1 1 月「Ⅱ鋼橋・鋼部材編」（以下、道示Ⅱ）2 0 . 8 . 7 に基づいて実施すること。

2 8 - 6 - 2 - 1 0 数量の検測

鋼製ブラケットの数量の検測は、設計数量（本、t、m²）で行うものとする。

28-6-2-11 支払

共通仕様書17-5-8「支払」(2)落橋防止構造に下記を追加する。

P1-a (b)、P2-a (b)、P3-a (b)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書28-6-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書28-6-2-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

コンクリートはつり工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う桁接着ブラケット取付部のはつり等コンクリートはつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め及び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(11)	落橋防止構造	
	P1-a (b)	本
	P2-a (b)	本
	P3-a (b)	本
	鋼製ブラケット	t
	コンクリートはつり工	m ²
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	本

28-6-3 横変位拘束構造M

28-6-3-1 種別

共通仕様書17-5-6「横変位拘束構造(2)」の種別に下記を追加する。

単価表の項目	区分
鋼製ブラケット A	下部工付鋼製ブラケットの製作、防せい、輸送、設置 緩衝材の製作、設置 アンカー鉄筋の製作、防せい、輸送
鋼製ブラケット B	下部工付鋼製ブラケットの製作、防せい、輸送、設置 アンカー鉄筋の製作、防せい、輸送
鋼製ブラケット C	鋼橋の上部工付鋼製ブラケットの製作、防せい、輸送、設置 高力ボルトの本締め及び現場塗装にかかる作業
アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	横変位拘束構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。 ϕa : コンクリート削孔径 (mm)、L : 設計削孔長 (mm) b : 削孔向き (水平方向or下方向)

28-6-3-2 作業内容

横変位拘束構造の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
鋼製ブラケットA	1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材及びシーリング工の施工 3) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの製作・防せい・輸送 4) 鋼製ブラケットアンカーボルトの挿入・固定 5) 鋼部材の製作・防せい・輸送・設置 6) 緩衝材（クロロプレンゴム）の製作・設置 7) チッピングに伴い発生するコンクリート殻の処分
鋼製ブラケットB	1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材及びシーリング工の施工 3) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの製作・防せい・輸送 4) 鋼製ブラケットアンカーボルトの挿入・固定 5) 鋼部材の製作・防せい・輸送・設置 6) チッピングに伴い発生するコンクリート殻の処分
鋼製ブラケットC	1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケット、横変位拘束構造の製作、防せい、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設桁部材へ、高力ボルト接合部の現場孔明工 4) 上部工付ブラケットの高力ボルト本締作業及びピンテール仕上げ 5) 現場塗装 ・高力ボルト接合部 ・高力ボルト頭部 ・既存塗膜との境界部の処理（4種ケレン） ・一般部（外面）及び一般部（内面）の塗装系 塗替え塗装（1種ケレン）
アンカー工 $\phi a \cdot L(b)$	1) 鉄筋探査 2) 既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着 3) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分

28-6-3-3 材料・製作・輸送

- (1) 使用する鋼材の材料及び品質は、道示Ⅱ20. 6. 1、20. 7及び20. 8の関係各項の規定に従うものとする。
- (2) 横変位拘束構造の鋼製ブラケットの製作、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」の規定によるものとする。
- (3) 鋼製ブラケットの施工は、共通仕様書17-4-3「施工」に下記を追加する。
 - 1) 横変位拘束構造の溶融亜鉛めっき
横変位拘束構造等の溶融亜鉛めっきは、共通仕様書11-9-4「落橋防止構造の塗装及び溶融亜鉛めっき」の各関連項目及び設計図書に示すものとする。
 - 2) 下部工付ブラケットの製作、防せい、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-7「鋼構造物の防錆」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」、共通仕様書10-9「鋼構造物の架設」の規定によるものとする。

28-6-3-4 施工

- (1) アンカー工の施工は、本特記仕様書28-6-2-7「アンカー工の施工」の規定によるものとする。

(2) 溶接の施工については、本特記仕様書 28-6-2-8「溶接に関する事項」の関連項目の規定によるものとする。

28-6-3-5 防せい

横変位拘束構造の防せいは、共通仕様書 10-7「鋼構造物の防錆」によるものとする。

28-6-3-6 支払

(1) 鋼製ブラケットの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。鋼製ブラケットの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書 28-6-3-2「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(2) アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め及び樹脂接着に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(13)	横変位拘束構造M	
	鋼製ブラケットA	t
	鋼製ブラケットB	t
	鋼製ブラケットC	t
	アンカー工 $\phi a \cdot L$ (b)	本

28-7 耐震補強工

28-7-1 耐震補強用コンクリート表面処理工

28-7-1-1 定義

共通仕様書 17-9-2 (1)「定義」によらず、下記のとおりとする。

耐震補強用コンクリート表面処理工とは、鉄筋コンクリート巻立て工法の既設コンクリートと巻立てコンクリートとの付着を良くするために、ウォータージェットにて既設炭素繊維巻き立て部の撤去及び既設コンクリート打設面の粗面化、清掃を行うことをいう。

28-7-1-2 支払

共通仕様書 17-9-2 (4) 支払によらず下記のとおりとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(18)	耐震補強用コンクリート表面処理工	
	A	m ²

28-7-2 炭素繊維巻立て工

28-7-2-1 種別

共通仕様書 17-9-10 に示す炭素繊維巻立て工の単価表の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分
A	炭素繊維シート（目付量：200 g/m ² 、水平1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。

単価表の 項目	区分
X	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平1層、目付量：200g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
Y	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平1層、目付量：300g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
Z	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平1層、目付量：450g/m ² 、鉛直2層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AA	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平1層、目付量：600g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AB	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平2層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AC	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平2層、目付量：200g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AD	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平2層、目付量：300g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AE	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平2層、目付量：400g/m ² 、鉛直2層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AF	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平2層、目付量：600g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AG	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平3層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AH	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平3層、目付量：200g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AI	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平3層、目付量：300g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AJ	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平3層、目付量：400g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AK	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平3層、目付量：600g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AL	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平4層、目付量：200g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AM	炭素繊維シート（目付量：600g/m ² 、水平4層、目付量：450g/m ² 、鉛直2層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AN	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² 、水平1層、目付量：600g/m ² 、水平2層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AO	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² 、水平1層、目付量：600g/m ² 、水平2層、目付量：200g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。
AP	炭素繊維シート（目付量：200g/m ² 、水平1層、目付量：600g/m ² 、水平2層、目付量：300g/m ² 、鉛直1層）を既設橋脚コンクリート面に巻き立てることをいう。

28-7-2-2 支払

共通仕様書17-9-10「炭素繊維巻立て工」(5)の支払に下記を追加する。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
17－(26)	炭素繊維巻立て工	
	A	m2
	B	m2
	C	m2
	D	m2
	E	m2
	F	m2
	G	m2
	H	m2
	I	m2
	J	m2
	K	m2
	L	m2
	M	m2
	N	m2
	O	m2
	P	m2
	Q	m2
	R	m2
	S	m2
	T	m2
	U	m2
	V	m2
	W	m2
	X	m2
	Y	m2
	Z	m2
	AA	m2
	AB	m2
	AC	m2
	AD	m2
	AE	m2
	AF	m2
	AG	m2
	AH	m2
	AI	m2
	AJ	m2
	AK	m2
	AL	m2
	AM	m2
	AN	m2
	AO	m2
	AP	m2

28－8 構造物補修工

共通仕様書17－10「構造物補修工」に次を追加する。

28-8-1 事前調査

受注者は、施工に先立ち各施工箇所におけるコンクリート構造物の劣化損傷状況について、近接目視及び打音による調査を行い、補修範囲を特定し、施工条件、施工方法、設計図と現地の相違点等、それらの結果を監督員に報告し、その指示を受けるものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

28-8-2 ひび割れ注土工

共通仕様書 17-10-2 「ひび割れ注土工」に次を追加する。

28-8-2-1 種別

ひび割れ注土工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分
A	固定足場上で施工するもの

28-8-2-2 支払

共通仕様書 17-10-2 (5)「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
17-(28)	ひび割れ注土工 A	m

28-8-3 断面修復工

28-8-3-1 定義

共通仕様書 17-10-3 (1)「定義」によらず、次のとおりとする。

断面修復工とは、コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋ケレン・防せい処理、プライマー塗布を行い、左官工法により断面修復材にて修復することをいう。

28-8-3-2 種別

共通仕様書 17-10-3 (2)「種別」の単価表の項目に、下表を追加する。

単価表の項目	区分
A1-1	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防せい剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行うもの。

28-8-3-3 材料及び施工

共通仕様書 17-10-3 (3)「材料」、(4)「施工」によらず次のとおりとする。

(3) 材料

- ①断面修復工に使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-2～5の規定に適合するものでなければならない。
- ②鉄筋の塗布による防せい処理は亜硝酸塩系の防せい剤を標準とする。
- ③プライマーは、使用する断面修復材に定める施工要領書によるものとする。
- ④構造物の部位ごとに使用する断面修復材は、下表の基準を満足するものとする。

構造物名	部位	材令28日における 圧縮強度 (N/mm ²)	摘 要
戸田高架橋	下部工	24N/mm ²	
本郷矢部高架橋	下部工	24N/mm ²	
森高架橋	下部工	24N/mm ²	

構造物名	部位	材令 28 日における 圧縮強度 (N/mm ²)	摘 要
酒蔵高架橋	下部工	24N/mm ²	
滝高架橋	下部工	24N/mm ²	
丹尾高架橋	下部工	24N/mm ²	
東金IC Aランプ橋	下部工	24N/mm ²	
東金IC Bランプ橋	下部工	24N/mm ²	

(4) 施工

断面修復工の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ 3-3-6～9の規定に従い行うものとする。

28-8-3-4 支払

共通仕様書 17-10-3 (6)「支払」によらず次のとおりとする。

断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 L 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う断面欠損面の清掃・整形、鉄筋のケレン・防せい剤の塗布、断面修復材による修復等断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(29)	断面修復工	
	A1-1	L

28-9 はく落防止対策工

28-9-1 種別

共通仕様書 17-11-2「種別」の単価表の項目に、下表を追加する。

単価表の項目	区分
B	既設のコンクリート構造物にはく落防止対策層を設けるもので、固定足場上で施工を行なうもの。

28-9-2 材料及び施工

共通仕様書 17-11-4「はく落防止対策工B」に下記を追加する。

①水切り

はく落防止対策工の施工に先立ち、張出床版端部に新たに面木（発泡ポリエチレン樹脂、面長 30 mm 程度）による水切りを設置するものとする。また、面木と既設コンクリートは接着剤により接着するものとする。既設水切り構造における段差等の埋戻しについては、ポリマーセメントモルタルのコテ塗りにより平坦に仕上げるものとし、使用する材料及び施工は、構造物施工管理要領Ⅲ 3-3の規定に従うものとする。

②水抜き

はく落防止対策工の施工に際し、耐食・耐候性を有する水抜きパイプ（硬質塩化ビニル管及びポリプロピレン管等）を設置するものとする。設置位置については、監督員の指示及び設計図書に従うものとする。

28-9-3 支払

共通仕様書 17-11-6「支払」によらず次のとおりとする。

はく落防止対策工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。はく落防止対策工Bの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う水切り・水抜きの設置、プライマー塗布、はく落防止対策層、仕上げ塗り等既設

のコンクリート構造物へのはく落防止対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(31)	はく落防止対策工	
	B	m ²

28-10 構造物等取壊し工

28-10-1 種別

共通仕様書18-12-2「種別」の区分内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
コンクリート構造物取壊し (Type A)	既設コンクリート構造物のはつり箇所のうち、はつり処理面から深さ10cm超える部分について、打撃工法を用いたはつり処理により除去を行った後、処分するものをいう。

28-10-2 施工

共通仕様書18-12-3「施工」に下記を追加する。

- (1) 施工中の飛散防止に要する費用は、契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。
- (2) コンクリート構造物取壊しの施工は、取壊し範囲以外の構造物を損傷させないように、十分に留意し施工しなければならない。
- (3) はつり処理により構造に影響を及ぼすおそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4) 既設のコンクリート構造物取壊しの深さ及び範囲に変更が生じた場合は、別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-10-3 数量の小数位

コンクリート構造物取壊し (Type A) の検測及び数量の小数位は、共通仕様書1-31-4「数量の小数位」によらず、下表のとおりとする。

区分	コンクリート構造物取壊し (Type A)
検測数量	小数3位
支払数量	小数2位

28-10-4 支払

構造物等取壊し工の支払は、共通仕様書18-12-5「支払」によらず、下記のとおりとする。

コンクリート構造物取壊しの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m³あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートのはつり、飛散防止対策、廃材処理等コンクリート構造物取壊しに要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
18-(17)	構造物等取壊し工	
	コンクリート構造物取壊し (Type A)	m ³

28-11 交通規制工

28-11-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8：30～17：30 (9：00～17：00)	

①各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示すとおりとする。

②上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。

④交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-11-2 施工

(1) 本特記仕様書8-3～8-4及び道路交通法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。

(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

28-11-3 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	路肩規制 A	回

28-12 交通安全要員

28-12-1 種別及び配置

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間	休憩時間における 交替要員の計上	備考
交通監視員A1	9：00～17：00	有	本線及び料金所 における作業時
交通監視員A2	(8：30～17：30)	無	
交通誘導警備員A(N)	21：00～5：00 (20：30～5：30)	有	一般道における 作業時
交通誘導警備員B1	9：00～17：00	有	
交通誘導警備員B2	(8：30～17：30)	無	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通安全要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所		交通保安要員の 種別	配置 人数	休憩時間 における交替要員	摘要
首都圏中央連絡自動車道 戸田高架橋A1～P11 各進入口	工事用出入口	交通誘導警備員 B 2	1人	—	
首都圏中央連絡自動車道 本郷矢部高架橋P1～P22 各進入口	工事用出入口	交通誘導警備員 B 2	1人	—	
首都圏中央連絡自動車道 本郷矢部高架橋P17～P18 通行止め箇所	通行止め箇所	交通誘導警備員 B 1	1人	1人	
首都圏中央連絡自動車道 森高架橋P1～A2 各進入口	工事用出入口	交通誘導警備員 B 2	1人	—	
首都圏中央連絡自動車道 酒蔵高架橋A1～A2 各進入口	工事用出入口	交通誘導警備員 B 2	1人	—	
首都圏中央連絡自動車道 滝高架橋P1～A2 片側交互通行規制	規制箇所	交通誘導警備員 B 2	2人	—	
首都圏中央連絡自動車道 丹尾高架橋A1～A2 片側交互通行規制	規制箇所	交通誘導警備員 B 2	1人	—	
首都圏中央連絡自動車道 東金IC Aランプ橋A1～P6 進入口	工事用出入口	交通監視員A 2	1人	—	
首都圏中央連絡自動車道 東金IC Aランプ橋P7～P24 各進入口	工事用出入口	交通誘導警備員 B 2	1人	—	
首都圏中央連絡自動車道 東金IC Aランプ橋P6 国道126号	通行止め箇所	交通誘導警備員 A (N)	1人	1人	
首都圏中央連絡自動車道 東金IC Bランプ橋P8 国道126号	通行止め箇所	交通誘導警備員 A (N)	1人	1人	
首都圏中央連絡自動車道 東金IC Bランプ橋P1～P8 規制保守	規制帯内	交通監視員A 1	1人	1人	
首都圏中央連絡自動車道 東金IC Bランプ橋P1～P8 進入口	工事用出入口	交通監視員A 2	1人	—	
首都圏中央連絡自動車道 東金IC Aランプ橋P10～P11 進入口	工事用出入口	交通誘導警備員 B 2	1人	—	

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協

議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-12-2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

28-12-3 支払

共通仕様書19-4-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(2)	交通保安要員	
	交通監視員A1	人・日
	交通監視員A2	人・日
	交通誘導警備員A(N)	人・日
	交通誘導警備員B1	人・日
	交通誘導警備員B2	人・日

28-13 中間貫通鋼材工

28-13-1 定義

中間貫通鋼材工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、PC鋼材を既設橋脚躯体に定着を行い、じん性及び拘束効果を向上させるための掘孔、挿入、定着を行うことをいう。

28-13-2 種別

中間貫通鋼材工の種別は、下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
中間貫通鋼材工	PC鋼材の配置に必要な既設コンクリート構造物の削孔、PC鋼材の挿入、PCグラウト定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。 (PC鋼材の材料を含む) PC鋼棒：φ32 L=3453mm (B種2号)	丹尾高架橋P4橋脚

28-13-3 材料及び施工

- (1) コンクリート構造物の掘孔に当たっては、鉄筋探査を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないように十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはコンクリート構造物の掘孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。
- (2) コアボーリングによる削孔において、受注者の責によらず、再削孔が必要となった場合は、不達孔の削孔及び孔埋め補修に要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) PC鋼材の材料及び施工は、共通仕様書11-9-3「落橋防止構造の材料」及び構造物施工管理要領Ⅱ-4-2-3「PCグラウト」の規定によるものとする。
- (4) 中間貫通鋼材工で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書19「再生資源及び建設副産物に関する事項」によるものとする。

28-13-4 数量の検測

中間貫通鋼材工の数量の検測は、設計数量(本)で行うものとする。

28-13-5 支払

中間貫通鋼材工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うPC鋼材削孔箇所の鉄筋探査、コンクリート構造物の掘孔及びPC鋼材の挿入、PCグラウト定着、コンクリート塊の運搬・廃材処理、PC鋼材等中間貫通鋼材工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用（ただし、コアボーリングによる不達孔の削孔及び孔埋め補修に要する費用を除く）で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（1）	中間貫通鋼材工	本

28-14 桁端切欠き工

28-14-1 定義

桁端切欠き工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、鋼桁端部を切断することをいう。

28-14-2 種別

桁端切欠き工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
桁端切欠き工 t=〇〇mm	既設鋼材板厚（t=〇〇mm）のウェブ及び下フランジのガス切断、切断後の部材の撤去、現場塗装を行うものをいう。	東金IC Aランプ橋 東金IC Bランプ橋

28-14-3 作業内容

1) ウェブ及び下フランジのガス切断、切断後の部材の撤去、現場塗装を行うものをいう。

28-14-4 塗替塗装

共通仕様書17-4-2「材料」に以下を追加する。

（3）上塗塗装の塗色は下表のとおりとする。

橋梁名	塗装箇所	上塗
東金IC Aランプ橋 (P23～A2)	鋼箱桁	U49-60P（緑・ヒューロン）
東金IC Bランプ橋 (P7～A2)	鋼鈑桁	69-50T（青・ジョットブルー） 完成時の色番号はR36-746

28-14-5 施工

1) 主桁端鋼部材を切断する箇所は、桁に熱影響を加えないため、10mm残しでガス切断し、残りをグラインダーにて母材表面まで切削し円滑仕上げるものとする。

2) 切断した部材は、施工箇所の橋梁下に仮置きするものとする。

3) 切断箇所の素地調整については、本特記仕様書28-18塗膜除去工によるものとし、その範囲は設計図に示すものとする。

28-14-6 数量の検測

桁端切欠き工の数量の検測は、切断延長の設計数量（m）で行うものとする。

28-14-7 支払

桁端切欠き工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、ウェブ及びフランジのガス切断、切断後の部材の撤去、現場塗装等桁端切欠き工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含む

ものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（２）	桁端切欠き工	
	t=〇〇mm	m

28-15 コンクリートはつり工

28-15-1 定義

コンクリートはつり工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、コンクリート構造物の劣化損傷部分を、WJ工法により除去することをいう。

28-15-2 種別

コンクリートはつり工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	対象橋梁	摘要
A-1	既設コンクリート構造物の劣化損傷部分を、WJ工法を用いたはつり処理により除去を行うことをいい、固定足場上で施工を行うもの。	戸田高架橋 本郷矢部高架橋 森高架橋 滝高架橋 東金IC Aランプ橋 東金IC Bランプ橋	はつり処理面から深さ10cm以下

28-15-3 施工

- 1) WJ工法の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ 3-1-2「はつり処理」の規定によるものとする。
- 2) WJ工法によるはつり処理は、本体構造物に損傷を与えないよう慎重に施工するものとする。
- 3) WJ工法によるはつり処理の断面はフェザーエッジとならないよう、カッター目地処理を行うものとする。
- 4) WJ工法によるはつり処理は、清水（水道水）を使用すること。
- 5) WJ工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。
- 6) 回収（汚濁）水から分離した汚泥及び断面修復工により生ずるコンクリート塊の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥、コンクリート塊の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 7) コンクリートはつり工の施工は、本体構造物に損傷を与えないように慎重に施工するものとする。
- 8) 施工中の飛散防止対策に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- 9) はつり処理により構造に影響を及ぼすおそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。
- 10) 既設コンクリート構造物のコンクリートはつり工の深さ及び範囲に変更が生じた場合は、別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

28-15-4 数量の小数位

コンクリートはつり工の検測及び数量の小数位は、共通仕様書1-31-4「数量の小数位」によらず、下表のとおりとする。

区分	コンクリートはつり工
検測数量	小数3位
支払数量	小数2位

28-15-5 数量の検測

コンクリートはつり工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

28-15-6 支払

コンクリートはつり工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³ 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うW J 工法によるはつり除去、清水の調達、濁水処理等コンクリートはつり工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（3）	コンクリートはつり工	
	A-1	m ³

28-16 ひび割れ充填工

28-16-1 定義

ひび割れ充填工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってコンクリート構造物に発生したひび割れ部に沿ってU字形にカットし、清掃、プライマー塗布、充填材の充填により修復することをいう。

28-16-2 種別

ひび割れ充填工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
A	0.5～1.0 mm程度以上の比較的大きなひび割れ、かつ、鋼材が腐食していない場合の補修を行うもの。	全橋

28-16-3 材料及び施工

ひび割れ充填工に使用する材料及び施工は、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針 2022（日本コンクリート工学会）」の規定によるものとする。

なお、施工に当たり、施工箇所に鋼材の腐食が確認された場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

28-16-4 数量の検測

ひび割れ充填工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

28-16-5 支払

ひび割れ充填工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートのひび割れ部のカット、清掃、プライマー塗布、充填材の充填、養生及び仕上げ等ひび割れ充填工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	ひび割れ充填工	
	A	m

28-17 試料採取

28-17-1 定義

試料採取とは、設計図書及び監督員の指示に従って、断面修復工の施工に先立ち既設コンクリート構造物から塩分含有量調査のための試料を採取することをいう。

28-17-2 種別

試料採取の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表 の項目	区分	対象箇所
A	1箇所当たり深さ10cmとし、2cm毎の深さで5試料を採取するもの。	戸田高架橋P6橋脚 橋脚上部：3箇所 橋脚中間：3箇所 橋脚下部：3箇所

採取試料について対象箇所、深さ等の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとする。

採取した試料については、監督員へ引き渡すものとする。なお、監督員は採取した試料について塩分量調査を行い、その結果により補修方法の変更を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

28-17-3 施工

- （１）受注者は、耐震補強工の施工に先立ち、コンクリート構造物の劣化損傷状況について、近接目視及び打音による事前調査を行い、コンクリート構造物の漏水跡や打音検査結果等、耐震補強工施工箇所の劣化損傷状況について事前調査の結果を監督員に報告するものとする。なお、これらに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。
- （２）試料採取の施工箇所は設計図書に示すとおりとし、その詳細な位置については事前調査の結果を踏まえ監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。
- （３）試料採取にあたっては、鉄筋探査を実施し既設鉄筋を切断しない位置で採取するとともに配筋状況及びかぶり厚さを確認し、記録するものとする。
- （４）試料の採取方法は、調査要領 第2編橋梁 第3章コンクリート「1-3-2（1）塩害対策」のドリル法によるものとし、採取した試料を試料収集用袋に回収し、計量器で採取量を計測する。
- （５）試料採取量は1試料当たり50g以上とする。採取量が足りない場合は、対象の層を追加・削孔し、再度計量を行うものとする。
- （６）試料採取に合わせて、削孔箇所での中性化深さ測定（フェノールフタレイン 1%溶液の噴霧）を行い、結果を監督員に報告するものとする。
- （７）試料採取後は、ブラシを用いて孔内に残った粉を清掃し、断面修復材にて修復するものとし、使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-4「断面修復の要求性能」及びⅢ-3-5「断面修復の性能照査」の規定に適合するものでなければならない。
- （８）吊足場及び足場上で試料採取する場合の試料採取から補修方法が定まるまで約30日を想定しており、この期間の仮設備工事費は各割掛対象表の項目に示す工事に含まれるものとする。

28-17-4 数量の検測

試料採取の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

28-17-5 支払

試料採取の支払は、前項の規定に従って検測された試料採取の数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋探査による配筋状況及びかぶり厚さの確認、試料採取に必要な削孔、削孔箇所の埋め戻し、削孔箇所での中性化深さ測定等、試料採取に要する材料・労力・機械器具等本作業を行うために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（5）	試料採取	
	A	箇所

28-18 塗膜除去工

塗膜除去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、落橋防止工、落橋防止構造設置箇所の既存塗膜を除去することをいう。

28-18-1 種別

塗膜除去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分
A	落橋防止構造設置箇所の既存塗膜の除去、集積を行うもの。

28-18-2 塗膜除去に関する事項

塗膜除去工の施工に関する事項は、共通仕様書17-4-3「施工」による他、以下のとおりとする。

28-18-2-1 塗膜の除去

受注者は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成26年5月30日付け 厚生労働省労働基準局通達）（以下「厚労省通達」という。）」に基づき、鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業を行うものとする。

28-18-2-2 施工計画書

受注者は、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」による他、厚労省通達、関連法令及び「構造物施工管理要領」Ⅲ2-1に基づくとともに土木研究所資料「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改定第2版、平成29年3月（以下「ガイドライン（案）」という。）」に準拠し、工事着手前に次の各号に掲げる事項の細部計画を記載した施工計画書を監督員に提出するとともに、立案した施工計画については労働基準監督署への確認を行い、塗膜除去工の作業を実施しなければならない。

なお、監督員は提出された施工計画書に不備もしくは明らかなし等がある場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

1) 計画工程表

2) 安全管理体制

- ・喫煙場所及び足場内への火気持込禁止措置
- ・外部からの点火源の侵入防止対策
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を使用する場合、作業箇所にお

- ける明示方法及び作業者以外の立ち入り禁止措置の方法
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業における作業者の常時状況把握の体制構築
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜除去作業の近接作業禁止措置
 - ・作業中止の措置
- 3) 塗膜の除去方法及び主要材料
 - ・使用する塗膜剥離剤の製品名
 - ・塗膜剥離剤の使用量及び塗布回数（計画）
 - ・塗膜剥離剤による塗膜除去困難箇所の範囲と残存する塗膜厚の目標値（平均）
 - ・塗膜除去完了後の確認方法（乾式ブラスト施工前）
 - ・養生シート等全てのシートの難燃性能又は防火性能
 - ・塗膜くずの搬出及びその頻度
 - ・安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書の安全上の留意事項の厳守
- 4) 使用する剥離剤の危険物に該当の有無
 - ・ガイドライン（案）の品質基準との適合
 - ・安全データシート（SDS）などによる消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類
- 5) 安全設備・装備
 - ・換気設備の配置計画（作業箇所の全体換気と低位置換気）と作業中常時換気
 - ・警報装置等（火災感知器・煙感知器・ガス検知器）の配置計画（同報機能を有すること）
 - ・保護具の使用（防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴）及び適正使用（使用方法、使用時間・回数等）
 - ・帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等）の使用
 - ・防爆性能を有する電子機器等（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）の使用と点検及び整備
- 6) 危険物の管理（保管数量の管理及び保管方法）
 - ・危険物等チェックシート（別添－２－１、別添－２－２）の作成及び管理
- 7) 火災発生時等の脱出・避難
 - ・二方向以上を確保した避難路や昇降口以外の非常時の脱出口の計画
 - ・誘導灯の配置計画
- 8) 作業従事者への教育・訓練
- 9) 施工計画書チェックリストの確認、現場チェックリストの確認（別添－３）

28-18-2-3 作業主任者の配置

旧塗膜に、鉛中毒予防規則で指定される鉛や化学物質審査規制法で指定されるコールドールを含む仕様の塗装が塗布されている場合については、関係法令及び鉛中毒予防規則に従い「作業主任者」を選任し、配置するものとする。

作業主任者を選任した場合は、作業主任者の氏名とその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等、関係労働者に周知するものとする。

28-18-3 材料

共通仕様書17-4-2「材料」に下記を追加する。

（３）塗膜除去に使用する塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）付属資料1「土木鋼構造物用塗膜剥離剤及びこれを用いた塗膜除去工法の品質規格（暫定案）」によるものとする。ただし、剥離性については、1回の塗布で除去できる塗膜厚の基準値、塗膜除去後の塗替塗膜の耐久性・防錆性は除くものとする。

28-18-4 施工

共通仕様書 17-4-3「施工」に下記を追加する。

橋梁名	既存塗膜	
	塗装系	履歴
丹尾高架橋 A1～A2 (一般部)	A系	建設時
東金IC Aランプ橋 P23～A2 (一般部)	A系	建設時
東金IC Aランプ橋 P23～A2 (箱桁内面)	D系	建設時
東金IC Bランプ橋 P7～P11 (一般部)	A系	建設時
東金IC Bランプ橋 P11～A2 (一般部)	A系	建設時
東金IC Bランプ橋 P11～A2 (箱桁内面)	D系	建設時

(5) 塗装されている塗料

旧塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする

橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工 及び素地調整
	塗装系	履歴		
丹尾高架橋 A1～A2 (一般部)	A系	建設時	長油性フタル酸 樹脂系	塗膜剥離剤による除去後、乾式 ブラストによる 素地調整
東金IC Aランプ橋 P23～A2 (一般部)	A系	建設時		
東金IC Aランプ橋 P23～A2 (箱桁内面)	D系	建設時		
東金IC Bランプ橋 P7～P11 (一般部)	A系	建設時		
東金IC Bランプ橋 P11～A2 (一般部)	A系	建設時		
東金IC Bランプ橋 P11～A2 (箱桁内面)	D系	建設時		

塗膜剥離剤の1回当たりの標準使用量は1 kg/m² を想定しており、塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は1回を想定している。なお、実施にあたっては、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者とで協議するものとする。

(6) 素地調整

素地調整程度種別は下表のとおりとする。

橋梁名	素地調整程度の種別	摘要
丹尾高架橋 A1～A2 (一般部)	1 種、4種	落橋防止構造設置箇所
東金IC Aランプ橋 P23～A2 (一般部)		
東金IC Aランプ橋 P23～A2 (箱桁内面)		
東金IC Bランプ橋 P7～P11 (一般部)		
東金IC Bランプ橋 P11～A2 (一般部)		
東金IC Bランプ橋 P11～A2 (箱桁内面)		

受注者は、塗膜剥離剤により既存塗膜の除去を行う場合、塗膜除去完了後に行う乾式ブラスト施工時において、鉛等有害物の濃度を十分に低下させる実用上の効果が期待できる工法を使用するものとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狹隘部などの塗膜除去

困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。

(7) 研削材及びケレンかすの処理

本特記仕様書 2-8-6-2-6 (4)「研削材及びケレンかすの処分」によるものとする。

(8) 安全対策

施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び「構造物施工管理要領」Ⅲ 2-1-3の規定に従わなければならない。

また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮し、次の対策を実施する。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の火災安全対策に要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

【共通事項】

- 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立ち入り禁止措置を講じる。
- 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時、作業員の状況を把握できるような体制を確保すること。
- 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避けること
- 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出すること。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れるまたは、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱い上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従うこと。
- 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去工の作業の実施箇所ごとに全体換気設備と合わせて作業箇所の低位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用すること。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留しやすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 6) 塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）の品質基準に適合するものとし、安全データシート（SDS）などにより消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類を確認して、適切な方法で保管すること。また、塗膜剥離剤の品質基準以外の基準についてもガイドライン（案）に準拠すること。
- 7) 避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路の確保や、昇降口以外に非常時の脱出口を設置し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置すること。
- 8) すべての作業員に対して、安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこと。
- 9) 施工計画書を遵守するとともに、現地条件等の変更が生じた場合は、施工計画を変更すること。また、施工計画書チェックリスト及び現場チェックリスト（別添3）を作成すること。施工計画書チェックリストをもとに、施工計画書を確認し、現場チェックリストを用いて、現地を確認すること。監督員から要請があった場合、チェックリストで確認した結果を提出するものとする。

【火災対策】

- 10) 塗膜除去工の作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止すること。また、電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを定められた使用方法で適切に使用するものとし、点検、整備を十分に行うこと。
- 11) 危険物を足場内に持ち込まないこと。また、危険物等チェックシート（別添2-1、別

添 2-2) を作成し、危険物の管理を実施すること。監督員から要請のあった場合、チェックシートで確認した結果を提出するものとする。

- 1 2) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気(たばこ・ライター)の持ち込みを禁止すること。また、高速道路上の走行車両からの投げたばこ等、足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施すること。
- 1 3) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能または防炎性能を有するものを使用すること。
- 1 4) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具(防護服・保護手袋・保護長靴及びシューズカバー等)を使用する。
- 1 5) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置すること。

【中毒対策】

- 1 6) 作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 1 7) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用すること。
- 1 8) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。
- 1 9) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク(有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品)を使用すること。
- 2 0) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業者以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換すること。
- 2 1) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。
- 2 2) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク(有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品)、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒マスクの使用時間・回数等を遵守する。

2 8-1 8-5 数量の検測

塗膜除去工の数量の検測は、設計数量(m²)で行うものとする。

2 8-1 8-6 支払

塗膜除去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う湿潤化による塗膜の除去、1 種素地調整におけるケレンかす及び研削材の集積、素地調整等塗膜除去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(6)	塗膜除去工	
	A	m ²

2 8-1 9 炭素繊維巻立て定着工

2 8-1 9-1 定義

炭素繊維巻立て定着工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、炭素繊維巻立ての定着補強

鋼板の設置を行う作業をいう。

28-19-2 種別

炭素繊維巻立て定着工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分	摘要
補強鋼板	補強鋼板を梁に巻立てる炭素繊維の上から設置するもので、補強鋼板の製作及び設置を行うものをいう。 寸法： 1. w=820mm, t=20mm, L=2730mm 2. w=820mm, t=20mm, L=2560mm 3. w=820mm, t=20mm, L=2880mm	東金 I C B ランプ橋 P 8 橋脚
アンカー	補強鋼板のアンカーボルトに必要な既設コンクリート構造物の削孔、孔の清掃、樹脂定着、削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分を行うものをいう。（アンカー鉄筋の材料は含まない。） φ42・330（水平方向）	

28-19-3 作業内容

単価表の項目	作業内容
補強鋼板	1) 炭素繊維巻立て定着補強鋼板の製作・めっき・輸送・設置 2) 炭素繊維巻立て定着補強鋼板のアンカーボルトの製作・防せい・輸送
アンカー	1) 鉄筋位置調査工 2) 既設コンクリート構造物の削孔、樹脂定着 3) アンカーボルトの挿入・固定 4) 削孔に伴い発生するコンクリート殻の処分

28-19-4 材料・製作・輸送

- (1) 使用する鋼材の材料及び品質は、道示Ⅱ20. 6. 1、20. 7及び20. 8の関係各項の規定に従うものとする。
- (2) 炭素繊維巻立て定着工の製作、輸送は、共通仕様書10-6「鋼構造物の製作」、共通仕様書10-8「鋼構造物の輸送」に準拠するものとする。

28-19-5 施工

- (1) アンカーの施工は、本特記仕様書28-6-2-7「アンカー工の施工」の規定によるものとする。

28-19-6 数量の検測

- (1) 補強鋼板の数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。
- (2) アンカーの数量の検測は、設計数量（本）で行うものとする。

28-19-7 支払

- (1) 補強鋼板の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書28-19-3「作業内容」の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必

要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

- (2) アンカーの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋探査、不達孔を含むアンカー削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着及びコンクリート塊の運搬・処分等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (7)	炭素繊維巻立て定着工	
	補強鋼板	t
	アンカー	本

28-20 列車見張員

28-20-1 定義

列車見張員とは、線路区域内での作業時において、列車防護や関係箇所への連絡等、事故防止保安業務を行う者をいう。

28-20-2 種別及び配置

- (1) 列車見張員の種別は以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
列車見張員	東日本旅客鉄道(株)の認定する「列車見張員資格認定証」を有する者で、指定された位置での列車等の進来・通過の監視を行うもの。	本郷矢部高架橋 P 5

- (2) 列車見張員の配置時間は以下のとおりとする。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間)	休憩時間における 交替要員の計上	備考
列車見張員	9:00～17:00 (8:30～17:30)	無	

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、列車見張員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

- (3) 列車見張員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所		配置 人数	休憩時間における 交替要員	摘要
首都圏中央連絡自動車道 本郷矢部高架橋 JR総武本線 交差箇所	作業箇所	1人	-	

なお、受注者の責によらず、列車見張員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

28-20-3 数量の検測

列車見張員の数量の検測は、設計数量（人・日）で行うものとする。

28-20-4 支払

列車見張員の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1人・日当たりの契約単価で行うものとする。

この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う列車見張員の労力等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（8）	列車見張員	人・日

28-21 率計上工事に関する事項

28-21-1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書28-21-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。

28-21-2 用語の定義

共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。

（30）「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

28-21-3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	単価表の番号（1～145）のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に5%を乗じた金額相当の率計上工事をいう

28-21-4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書28-21-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。

28-21-5 契約変更について

（1）契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

28-21-6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

28-21-7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（９）	率計上工事に関する事項	式

２ ９．割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事内容は、共通仕様書「表 1・3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるほか、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	区分
仮設材運搬費 A	本郷矢部高架橋 P 2, P 3 構造物掘削特殊部で使用する仮設材等の運搬に要する費用をいう。
仮設材運搬費 B	森高架橋 P 8 構造物掘削特殊部で使用する仮設材等の運搬に要する費用をいう。
仮設材運搬費 C	東金 I C A ランプ橋 P 5, P 6 構造物掘削特殊部で使用する仮設材等の運搬に要する費用をいう。
仮設材運搬費 D	東金 I C A ランプ橋 P 7 構造物掘削特殊部で使用する仮設材等の運搬に要する費用をいう。
仮設材運搬費 E	本郷矢部高架橋 P 2, P 3 橋脚の橋脚補強を施工するために必要な仮橋の運搬に要する費用をいう。
剥離剤用環境対策資機材費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要なとなる、簡易セキュリティールーム、エアシャワー・負圧集塵機、真空掃除機（フィルター交換に要する費用を含む）、吸気用ダクト及び換気用ダクトの設置に要する費用
剥離剤用安全衛生保護具費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要なとなる、呼吸用保護具（送気装置、フィルター交換に要する費用を含む）、使い捨て防護服（タイプ 5）、防護手袋及びシューズカバーに要する費用をいう。なお、呼吸用保護具本体はエアラインマスクとする。

【準備工事費】

割掛対象表の項目名称	区分
作業ヤード整備費 A	戸田高架橋・本郷矢部高架橋・森高架橋・酒蔵高架橋・滝高架橋・丹尾高架橋・東金 I C A ランプ橋・東金 I C B ランプ橋のヤード整備に要する費用をいう。
作業ヤード整備費 B	東金 I C A ランプ橋 P 7 橋脚のヤード整備に要する費用をいう。

【仮設備工事費】

割掛対象表の項目名称	区分
剥離剤用養生設備工費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要なとなる、吊り足場の床面及び側面に、シート張防護を設置する作業に要する費用をいう。
足場工費（標準型） （〇〇橋） A	〇〇橋の橋梁下部工耐震補強（炭素繊維巻立て、R C 巻立て）に必要な足場工に要する費用をいう。
足場工費（標準型） （〇〇橋） B	〇〇橋の落橋防止工（縁端拡幅工）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。

足場工費（標準型） （〇〇橋）C	〇〇橋の落橋防止工（落橋防止構造）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
足場工費（防護型） （〇〇橋）A	〇〇橋の橋梁下部工耐震補強（炭素繊維巻立て、RC巻立て）に必要な足場工に要する費用をいう。
吊足場工費（標準型側面） （〇〇橋）A	〇〇橋橋梁補修（縁端拡幅工）の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。
吊足場工費（標準型側面） （〇〇橋）B	〇〇橋橋梁補修（落橋防止装置）の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護がない構造）の吊足場に要する費用をいう。
吊足場工費（防護型側面）（〇〇橋）A	〇〇橋橋梁補修（縁端拡幅工）の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。
吊足場工費（防護型側面）（〇〇橋）B	〇〇橋橋梁補修（落橋防止装置）の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。
吊足場工費（防護型側面）（〇〇橋）A （N）	〇〇橋橋梁補修（縁端拡幅工、炭素繊維巻立て）の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場に要する費用をいう。（夜間施工）
昇降足場費（〇〇橋）	〇〇橋の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。（対象：□□）
支保工費（パイプサポート支保）（〇〇橋）	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物（パイプサポート）に要する費用をいう。
支保工費（鋼製ブラケット）（〇〇橋）	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物（鋼製ブラケット）に要する費用をいう。

30. 補足事項

30-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- （1）橋脚及び橋台コンクリート構造物及び橋梁附属物の補修を追加する場合がある。
- （2）残存物件の処分を追加する場合がある。
- （3）現地調査結果に伴う掘削方法の変更、水替等を追加する場合がある。
- （4）工事用進入路を追加する場合がある。
- （5）既設補強部材の撤去を追加する場合がある。
- （6）関係機関協議の結果より、仮橋の構造を変更する場合がある。

30-2 緊急時の協力業務

本工事期間中に市原管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

30-3 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、E T C（Electronic Toll Collection System）が整備されているインターチェンジ等をE T C無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

30-4 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添-4）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

30-5 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

30-6 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

以 上

令和年月日

関東支社 ○○工事（管理）事務所

（前月まで）線上に計画出来高（%）

11 27 50 70 100

9 23 50

（今月分）

（線下を実施出来高（%））

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

[illegible]

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

(工事名)

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・ 別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・ Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工 期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名 _____
- 2 工事等場所 _____
- 3 発生（受領）年月日 _____
- 4 原因名及び原因発生年月日 _____

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
- 2．原因別に一葉ずつ作成する。
- 3．写真を添付する。
- 4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
- 5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

_____ 殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名			
工 事 件 名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する
(注2) Kcube2 による提出とする

様式－ 7

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

・Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積みいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－１２)
令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－１に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5) * (6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

首都圏中央連絡自動車道 戸田高架橋耐震補強工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

危険物等チェックシート①

工事名 _____

受注者名 _____

事務所 _____

保管場所名 _____

年 月 日 時点

危険物名称	危険物数量 (全数量)	塗料メーカー及 び製品名称	危険物				指定可燃物		使用期間	備考(使用方法 は施工計画書に 明記すること)
			第一石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 未満のもの)	第二石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 以上で70℃未 満のもの)	第三石油類 【非水溶性】 (引火点70℃ 以上200℃未 満のもの)	第四石油類 【非水溶性】 (引火点200℃ 以上250℃未 満のもの)	可燃性液体量	可燃性固体量		
			指定数量:200ℓ (例)都条例5分の1 40ℓ	指定数量:1,000ℓ (例)都条例5分の1 200ℓ	指定数量:2,000ℓ (例)都条例5分の1 400ℓ	指定数量:6,000ℓ (例)都条例5分の1 1,200ℓ	指定数量 :2,000ℓ	指定数量: 3000kg		

※上記管理票については、ファイリングの上、保管場所に保管し、材料の入荷毎に更新すること

危険物等チェックシート②

※チェックした年月日を箱内に記入

●事前確認

- ・共通仕様書1-25-5 危険物の取り扱いについて、その内容を確認している。
- ・危険物等の取り扱い等について、労働安全衛生規則 第256条から267条に記載があるが、その内容を確認している。
- ・工事現場内に搬入する材料及び資機材等が危険物に該当するか確認している。
- ・危険物指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの基準は、市町村条例で定めているため、その条例を確認し、記入している。

実施者氏名：

●施工計画書

- ・危険物を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、加えて、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出し、その手順を遵守している。

●管理・貯蔵

- ・危険物等チェックシートを作成して、危険物等管理責任者が管理している。

危険物等管理責任者の職務内容

- 1) 工事現場における1日あたりの危険物の取扱量と保管量の確認
- 2) 作業場所における危険物の取扱い、保管場所・方法の点検及び是正
- 3) 作業終了時に、足場内等の作業場に危険物が残置されていなかの確認。
- 4) 危険物に関する許可・届出との現場の整合についての点検及び是正

- ・各工事の危険物等の保管場所毎のチェックシートを入荷毎に作成(数値はその時点での総量とする。)している。
 - ・チェックシートは、ファイリングのうえ、保管場所に保存し、材料の入荷毎に更新する。
 - ・消防法第10条第2項で定める同一の場合は、原則として工区全体を一つの同一場所として、管理している。
- ただし、防火上有効に隔てられていると認められ場合には、所轄消防署に協議のうえ、同一の場所として運用することも可能である。

●許可・届出

- ・指定数量以上の場合、市町村長の許可により危険物貯蔵所・取扱所等を設置している。
- ・指定数量の5分の1以上、指定数量未満の場合、消防長又は消防署長へ少量危険物貯蔵・取扱の届出を行っている。
- ・指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品の貯蔵又は取扱いは市町村の条例に従っている。

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(1/2)

工事名 _____ 受注者名 _____ 事務所 _____

●●年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

1) 計画工程表

- ・実施工程は、安全面に配慮された実施可能な工程となっている。
- ・火花が出る作業と同時期の施工の場合、可燃性ガス等影響がでない離隔がとれている計画となっている。

2) 安全管理制度

- ・塗膜除去工開始前に火災安全パトロールを実施することになっている。

3) 塗膜剥離剤

- ・土木研究所資料土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン(案)改定2版「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格(暫定案)」の規定を満足している製品である。
- ・使用する剥離剤が危険物及び指定可燃物に該当しないか根拠資料とともに記述している。
危険物かどうかは「危険物等チェックシート」を用いて確認する。

4) 塗膜剝離作業

- ・塗膜剥離作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止している。
- ・電気機器(照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械)は防爆性能を有するものを使用するものとしている。
- ・電気機器の点検、整備及び使用方法が定められ、点検、整備を十分行うこととなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、帯電防止性能を有する防護服及びシューズカバー等を使用する。
- ・養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防災性能を有するものを使用することとなっている。
- ・かき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生することになっている。
- ・集積した塗膜くずは、足場外に、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、電気設備は防爆性能を有するものを使用することとなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気設備についてはプッシュ・プル換気の計画となっており、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気の他に換気設備を塗膜剥離作業の実施箇所ごとの低位置に配置し、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、塗膜くずから発生するガスの種類を把握しているか。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、常時換気と併せて、塗膜くずから発生するガスを検知できるガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスが滞留しやすい低い位置で測定を行うこととなっている。
- ・夜間等に換気を停止した場合、作業開始前に十分な換気を行うなど十分な対策を行っている。
- ・可燃性ガスが適切に設定した基準値を超過した場合及びその他必要な異常を察知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うことになっている。

施工計画書

現場確認

実施者氏名:

実施者氏名:

11

11

11

Page 10

10

11

7

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(2／2)

5) 危険物の管理(保管数量の管理及び保管方法)

- ・危険物の取扱い(数量、保管方法、管理方法等)について、「危険物等チェックシート」に記載している。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・足場内に危険物や有機溶剤を持ち込まないこととなっている。

施工計画書

現場確認

6) 現場における喫煙等

- ・喫煙場所を作業場所と独立した場所に定めている。
- ・足場内への火気(たばこ・ライターなど)の持ち込みを禁止し、確認方法について記載がある。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・喫煙場所を示す表示、注意事項(火気厳禁など)などを現地に掲示することとなっている。
- ・外部からの投げタバコが、作業内に入らない措置をすることとなっている。

7) 最悪事態の回避

- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器を配置することとなっている。
- ・火災を感知する方法として効果的な感知方法(例えば煙感知式)などが採用されている。
- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置することとなっている。
- ・警報機器は、それぞれ有効に感知できる機種を選定している。
- ・警報機器は、適切な位置に配置することとなっている。
- ・避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置することとなっている。
- ・避難距離が長く、安全に避難できないことが懸念される場合は、昇降口以外に非常時の脱出口の設置が計画されている。(避難梯子など)
- ・消火器が、通行時・避難時の支障にならない位置に20m以内の適切な間隔で配置する計画となっている。

8) 作業従事者への教育・訓練

- ・塗膜除去工の作業開始前にすべての作業員に火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・新規入場者への教育についても火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・毎日、朝礼時に、作業員全員で、避難ルートを確認することとなっている。
- ・火災時の状況によっては、避難を優先することを安全教育となっている。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

工 事 名	
受 注 者 名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。

削減される CO2 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ)

= ★★t

※「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。
(注) Kcube2 による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO₂ 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減される CO₂ 排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO₂ 排出係数(t/GJ) = ★★t	

(注) Kcube2 による提出とする。

様式第○号

令和 年 月 日

監督員

_____ 殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名） _____

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他	
上記 1 ～ 3 以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり	
【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

（注 1）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注 2）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注 3）Kcube2 による提出とする。